

第15回全日本ホルスタイン共進会 部別出品内訳

部別	区別	生年月日の範囲	産地	飼養期間	検定成績証明
----	----	---------	----	------	--------

[ホルスタイン種雌牛]

		(注9)	(注1)	(注2)	(注3,4)	(注7, 8)
第1部	未経産	後代検定娘牛	12月以上14月未満	平31.8.1～ 31.9.30	自 県 産	6 月 以 上
第2部		後代検定娘牛	14月以上16月未満	平31.6.1～ 31.7.31		
第3部			16月以上19月未満	平31.3.1～ 31.5.31		
第4部			19月以上22月未満	平30.12.1～ 31.2.28		
第5部	経産	後代検定娘牛	36月未満	平29.10.1以降	国 内 産	1 年 以 上
第6部			30月未満 (2歳ジュニア)	平30.4.1以降		
第7部			30月以上36月未満 (2歳シニア)	平29.10.1～ 30.3.31		
第8部			36月以上42月未満 (3歳ジュニア)	平29.4.1～ 29.9.30		
第9部			42月以上48月未満 (3歳シニア)	平28.10.1～ 29.3.31		
第10部			4歳以上5歳未満	平27.10.1～ 28.9.30		
第11部			5歳以上6歳未満	平26.10.1～ 27.9.30		
第12部			6歳以上	平26.9.30以前		

[ジャージー種雌牛]

		(注5)				
第13部	経産		36月未満	平29.10.1以降	国内産	6月以上
第14部			36月以上	平29.9.30以前		

- 注1. 出品区分の基礎となる年齢は、平成32年9月末日をもって算定する。
- 注2. 出品牛は国内産で血統登録牛（受精卵移植による生産牛は、登録時所有者が居住する都道府県を産地とする）。
- 注3. 未経産牛は自県産で、出品者が32年9月末日まで引き続き6月以上所有し、飼養しているもの。
- 注4. 経産牛は、出品者が32年9月末日まで引き続き1年以上所有し、飼養しているもの。
- 注5. ジャージー種の出品牛は、出品者が32年9月末日まで引き続き6月以上所有し飼養しているもの。
- 注6. 未経産牛で生後19か月以上のものは、妊娠確実であること。180日以上で早流産したものは経産牛とみなす。
- 注7. 母が未経産牛の場合はゲノミック評価成績を有し、かつ祖母が検定成績証明済みのものに限る。
- 注8. 輸入受精卵によって生産された出品牛の母牛の検定成績及びゲノミック評価成績は当該外国登録団体が発行する証明書により判定する。
- 注9. 後代検定娘牛とは、わが国の後代検定事業に参加している種雄牛を父にもつものをいう。